

時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定） 作成例

特別条項を記載する場所及び方法（右の ~ の方法があります）

【36協定イメージ】

様式9号(第17条関係) 時間外労働 休日労働 に関する協定届	延長することができる時間 1日を超える一定の期間(起算日)
	この欄に直接記載する。
	この欄に「欄外のとおり」と記載して、「欄外」に記載する。
	この欄に「別紙のとおり」と記載して、別紙を添付する。
この欄に「別添協定書のとおり」と記載して協定書を添付する。	

特別条項記載欄

欄外記載箇所（空いている箇所）

【時間外労働協定における特別条項の例】

【例1】

1日を超える一定の期間について、『1日を超え3か月以内の期間』と『1年間』ともに同じ割増賃金率を設定する場合

一定期間における延長時間は1か月45時間、1年360時間とする。

ただし、通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特にひっ迫したときは¹、労使の協議を経て²、6回を限度として³、1か月60時間まで延長することができ、1年450時間まで延長することができる⁴。

なお、延長時間が1か月45時間を超えた場合又は1年360時間を超えた場合の割増賃金率は40%とする⁵。

[¹ 特別の事情、² 手続き、³ 限度時間を超える回数、⁴ 特別延長時間、⁵ 割増賃金率]

番号は、「特別条項付き時間外労働に関する協定（36協定）を締結する場合のポイント」ポイント番号参照

【例2】

1日を超える一定の期間について、『1日を超え3か月以内の期間』と割増賃金率と『1年間』の割増賃金率を別に設定する場合

一定期間についての延長時間は1か月45時間、1年360時間とする。

ただし、通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特にひっ迫したときは、労使の協議を経て、6回を限度として1か月60時間まで延長することができ、1年450時間まで延長することができる。。

なお、延長時間が1か月45時間を超えた場合の割増賃金率は40%とする。ただし、1年360時間を超えることとなる場合、当該超えた時間外労働時間の割増賃金率は50%とする。